

## 会費に関する規則

(令和8年6月19日制定)

日本道路協会定款第7条に規定する総会において別に定める額(以下「会費」という。)に関しては、この規則の定めるところによる。

### (会費)

第1条 会費は、会員の区分に応じて、次のとおりとする。

正会員	年額	金 6,000 円
特別会員		
1級	同	金 400,000 円
2級	同	金 300,000 円
3級	同	金 200,000 円
4級	同	金 150,000 円
5級	同	金 90,000 円
6級	同	金 60,000 円
7級	同	金 30,000 円

### (納付)

第2条 会費は、毎年当該年度分を、年度終了までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、分納することができる。

2 年度途中で入会する正会員は、当該年度の会費についてはその翌月分から月割りで算定した額とすることができる。

### (会費の免除)

第3条 名誉会員は、会費を免除する。

### (会員の特典)

第4条 会員の特典は、理事会において別に定める。

### (規則の変更)

第5条 この規則は、総会において出席会員の2分の1以上の同意を経なければ変更することができない。

### 附 則

この規則は、令和9年4月1日から適用する。

この規則の施行に伴い、「会費及び特別会員の特典に関する規則」(昭和46年5月19日制定)はその効力を失う。